

JLabs 仕様認定審査細則

2016 年 7 月 26 日

一般社団法人 日本ケーブルラボ

第1条（目的）

本細則は、JLabs 運用仕様書および技術仕様書（以下、仕様書）に基づき設計・製造された製品が、同仕様書を満たし、他の認定製品との間で相互運用が可能であることを示すために実施する認定審査の運用に関して規定する。

第2条（適用範囲）

本細則は、ヘッドエンド機器および STB 等の端末製品において、認定審査を受ける場合の運用全般に適用する。

第3条（用語の定義）

用語の定義は、下記のとおりである。

- (1)「ラボ」とは、日本ケーブルラボをいう。
- (2)「ケーブル事業者」とは、放送法、有線電気通信法または電気通信役務利用放送法の適用を受けるケーブルテレビ事業者をいう。
- (3)「JLabs 仕様書」とは、仕様認定審査細則付則 1 による仕様書をいう。
- (4)「認定試験」とは、JLabs 仕様書に基づき設計・製造された製品が、仕様書どおりに動作することを確認する試験をいう。
- (5)「認定審査計画」とは、審査を実施する認定審査の「年間計画」をいう。
- (6)「受検者」とは、認定審査を受検する企業をいう。
- (7)「受検品」とは、受検対象となる製品または製品相当品をいう。また、JLabs 仕様を基にする機能およびその他の機能を持つ複合製品もこれに含める。ただし、受検対象は JLabs 仕様機能部分とする。
- (8)「認定委員会」とは、認定審査に関する全ての運営に関わる委員会をいう。
- (9)「認定製品」とは、認定審査の結果、他の機器メーカーの認定製品との間で相互運用が可能と認定委員会が判定した製品をいう。
なお、製品の性能・品質および受検者が、公的ルール、他の工業規格標準・仕様等の要求条件を満足するために付加する機能や特徴は、認定の対象外とする。
- (10)「認定審査」とは、相互運用を目的として認定製品の申請受付から書類審査、受検料受領、試験審査、認定委員会審査、認定審査結果通知・公表までの一連の業務をいう。
- (11)「独自試験」とは、受検者が認定審査受検前に自社内試験等で日本 CATV 技術協会および JLabs 仕様書に合致していることを申請前に確認するために実施する試験をいう。
- (12)「ラボ運営委員会」とは、ラボの運営に係わる基本事項を決定するラボの責任組織をいう。
- (13)「ラボ認定」とは、受検品が認定審査に合格したことをラボが証することをいう。
- (14)「相互接続試験」とは社団法人日本ケーブルテレビ連盟日本ケーブルラボ 実用化開発部会が仕様書の妥当性の確認ため行った相互接続試験をいう。

第4条（申請の種類等）

受検品は、1 製品につき 1 申請とする。

2. 申請の種類等は、下表のとおりである。この場合の 1 製品とは同一形状の筐体でかつ同一電気的機能を持つ製品群をいう。

申請の種類表

No	申請の種類	適用の範囲
1	新規認定申請	・新製品のラボ認定を申請する場合、ラボ認定を受けていない既製品のラボ認定を申請する場合、認定製品に大幅な変更を行ってラボ認定を申請する場合および認定製品のハードウェアまたはソフトウェアを大幅に変更した OEM 製品（相手先商標製造）のラボ認定を申請する場合に適用する。
2	再認定申請	・認定製品であって、新しい J Labs 仕様書および条項の追加・変更または削除等によりハード・ソフトウェアを変更した場合、その他認定委員会が再認定必要と判断した場合に適用する。
3	書類認定申請	・認定製品であって、製品外観の変更等、J Labs 仕様書に関係のない軽微な変更を加えて製品のラボ認定を求める場合に適用する。
4	OEM 認定申請	・認定製品と類似のハード・ソフトウェアを使用する OEM 製品であって、ラボ認定を求める場合に適用する。
5	事前確認申請	・ラボ認定は求めないが、新規認定申請に基づく認定試験に準じた試験を求める場合に適用する。 ・新規認定申請または再認定申請により認定試験が開始された後に、受検者の希望により事前確認申請に切り替えることができるものとする。
6	設備使用申請	・認定試験のリハーサルまたは事前確認等の目的で認定試験設備の使用を希望する場合およびケーブル事業者の社内教育または接続性確認等の目的で認定試験設備の使用を希望する場合に適用する。
7	共同受検申請	・他の受検者と共同して受検する場合に適用する。 ただし、共同で受検を行う場合、1 者が申請の主体となる。
8	複数機種同時申請	・新規認定申請および再認定申請であって、同一受検者が同時に複数機種の受検を希望する場合に適用する。
9	相互接続認定申請	・仕様書の正当性の確認のため行う相互接続試験で、仕様書通りの動作を確認したもので、ラボ認定を申請する場合に適用する。

3. 申請にあたっての留意事項は、下表の通りである。

留意表

No.	申請の種類	留 意 事 項
1	新規認定申請	・年間審査計画に沿って、所定の申請書類を付して申請する。 ・当該認定試験が開始された後に、受検者の希望により事前確認申請に切り替えることができるものとする。その場合は、新規認定申請を断念したものとし、ラボ認定を受ける資格を失う。なお、認定試験の結果は、認定委員会に報告される。 ・事前確認申請に切り替える場合、受検品に対しソフトウェアのアップグレード等の改造を行うことができる。その場合、当該認定試験計画日程の範囲内で、事前確認申請として認定試験を継続することができる。
2	再認定申請	・年間認定審査計画に沿って、所定の申請書類を付して申請する。 ・当該再認定試験が開始された後に、受検者の希望により事前確認申請に切り替えることができるものとする。その場合は、再認定申請を断念したものとし、ラボ認定を受ける資格を失う。なお、認定試験の結果は、認定委員会に報告される。 ・事前確認申請に切り替える場合は、受検品に対しソフトウェアのアップグレード等の改造を行うことができる。その場合、当該認定試験計画日程の範囲内で、事前確認申請として認定試験を継続することができる。 ・再認定申請に基づく認定試験は、新規認定申請に基づく認定試験に準じて実施される。
3	書類認定申請	・軽微な変更か否かの審査は、認定委員会が行う。 ・軽微な変更ではないと審査された場合、認定委員会は、速やかに申請者に通知するものとする。
4	OEM 認定申請	・OEM 元との同時申請を受付けることも可能とする。
5	事前確認申請	・事前確認申請に基づく試験は、認定試験に準じて行う。 ・試験結果については、原則として、認定委員会へは、報告しない。 ・当該認定試験計画日程の範囲内で受検品に対しソフトウェア等の改造を行うことができる。ただし、新規申請および再認定申請から切り替えた場合は、認定委員会へ報告するものとする。
6	設備使用申請	・設備使用申請は、所定の申請書類を付して申請する。ただし、認定審査計画、各種申請またはラボ事情等により受理されない場合がある。
7	相互接続認定申請	・仕様書の妥当性の確認のため行う相互接続試験で確認された製品に限りこの区分で認定審査を申請できる。相互接続試験項目以外の仕様を認定申請事項に含む場合でも、この申請で受付けるが、相互接続試験対象外の仕様は別途、認定試験を実施する。

第 5 条（認定申請）

ラボ認定を受けようとする者は、JLabs 仕様認定審査細則の付則 2 に定める様式のうち、申請の種類に応じた必要書類により、ラボへ申し込むものとする。

第 6 条（審査）

審査は、書類審査および試験審査により行う。

2. 審査は、ラボにおいて行う。

3. 審査の手続きおよび認定試験の実施要領等は、JLabs 仕様認定審査細則の付則 3 に定める。

第 7 条（認定書の交付）

認定委員長は、認定審査に合格した受検品に対して、様式 6 による認定書を受検者に交付する。

第 8 条（受検料）

受検料は、JLabs 仕様認定審査細則の付則 3 第 14 条に定める。

第 9 条（認定品の保管）

新規認定申請または再認定申請に基づく認定審査に合格した認定製品は市場投入後の不具合の検証や調査などを実施できるよう、受検者は少なくとも販売開始から 1 年間はその状態を保持して保管する。また、その後の認定試験における比較機として使用できるとラボが判断した場合には、受検者の合意を得たうえ受検者から当該品の提供を受け、ラボが保管するものとする。

第 10 条（認定の取り消し）

虚偽の申請などの作為によりラボ認定を得た場合、またはラボ認定取得後に大幅な変更を行ったにもかかわらず新規申請等を行わずに販売を継続した場合、認定委員長は認定委員会の決議により、当該ラボ認定の取り消しを行うことができる。

第 11 条（継承）

受検者が認定製品に係わる事業の全部または一部を譲渡または企業合併した場合、当該認定の権利は、譲渡または合併後の受検者に継承できる。

第 12 条（公表）

認定委員会は、各申請の受付期間、認定書の交付、認定の取り消しなどの情報をホームページなどに公表する。

第 13 条（不服申立）

受検者は、認定審査の結果に対する不服がある時は、ラボの運営委員会に対して、文書にて申立てができる。

2. 申請者から不服の申立てを受けた場合、ラボ運営委員会は、認定委員会の審議結果を再検

討し、その結果を申請者へ返答しなければならない。

第 14 条（一般的禁止事項）

ラボは、認定製品の推奨等の行為を一切行わない。

2. 受検者は、下記の各号の行為を行ってはならない。

- (1)公知の事実の場合、他から容易に入手できる場合または公表を認める条件で提出された場合を除き、認定試験などで入手した情報を関係者以外に漏らすことおよび他の目的に使用すること。
- (2)受検者がラボからの認定審査結果の通知を受ける前にその結果について公表すること。
- (3)認定委員、ラボ事務局員および認定審査に従事した者に対して、認定審査に関するデータの提出を不公正に要求すること。
- (4)認定委員会の審査結果を覆す行為。

第 15 条（認定審査での禁止事項）

認定審査に従事する者は、下記の各号の行為を行ってはならない。

- (1)他の受検者に関する情報または相互運用の問題について、第三者と議論を行うこと、または、報道発表等を行うこと。
 - (2)認定審査の結果について、明示的または暗示的に第三者並びに報道機関等に明かすこと。
 - (3)守秘契約によることなく、機密情報や知的財産を共有する、または、写しを取ること。
2. 受検者は、認定審査に係わる受検品、製品、機器および設備に触れること。ただし、文書によりラボの事前承認を受けた場合は、この限りでない。

第 16 条（免責事項）

認定した機器において、ケーブルテレビ事業者の運用環境がラボ仕様認定試験環境と整合性が得られない場合又は機器の状態（ハードウェア、ソフトウェア等）が認定時と異なる結果から不具合が生じることがあっても、ラボは責を負わない。

第 17 条（引継事項）

ラボは、社団法人日本ケーブルテレビ連盟日本ケーブルラボが定めたラボ運用仕様および認定結果を引継こととする。

第 18 条（その他）

この細則の変更またはこの細則に定められていない事項については、ラボが認定委員会に諮ることができる。

2. ラボは、ケーブル事業者等から認定製品に係わる不具合等の調査依頼があった場合、認定審査の改善・充実を目的として当該認定製品のメーカーおよびケーブル事業者等の事情を調査することができる。

改定履歴表

日付	頁	条項等	改定内容
2010 年 2 月 16 日	—	—	新規制定
2010 年 3 月 18 日	付則 1	表	5 JCL SPEC-003 2.0 版→2.1 版
			6 JCL SPEC-004 2.0 版→2.1 版
			7 JCL SPEC-005 2.0 版→2.1 版
	付則 3	様式一覧	SPEC-003 2.0 版→2.1 版
			SPEC-004 2.0 版→2.1 版
			SPEC-005 2.0 版→2.1 版
2010 年 8 月 24 日	付則 1	表	7 JCL SPEC-005 2.1 版→2.2 版
	付則 3	様式一覧	SPEC-005 2.1 版→2.2 版
2011 年 7 月 7 日	付則 1	表	7 JCL SPEC-005 2.2 版→2.3 版
	付則 3	様式一覧	SPEC-005 2.2 版→2.3 版
2011 年 7 月 25 日	付則 1	表	15 J Labs SPEC-021 1.0 版追記
	付則 3	様式一覧	SPEC-021 1.0 版追記
2012 年 2 月 15 日	付則 1	表	JCL SPEC-003 2.2 版追記 JCL SPEC-003 3.0 版追記 J Labs SPEC-017 1.0 版追記 J Labs SPEC-018 1.0 版追記 J Labs SPEC-019 1.0 版追記 J Labs SPEC-020 1.0 版追記
	付則 3	第 14 条 様式一覧	受検料金項目の追加と非会員価格の規定 SPEC-003 2.2 版追記 SPEC-003 3.0 版追記 SPEC-017 1.0 版追記 SPEC-018 1.0 版追記 SPEC-019 1.0 版追記 SPEC-020 1.0 版追記
2012 年 7 月 12 日	全体	-	本書タイトル変更「運用仕様認定審査細則」 →「J Labs 仕様認定審査細則」
		-	「ラボ運用仕様書」→「J Labs 仕様書」
	付則 1	表	表記変更「JCL」→「J Labs」
	付則 2	第 1 条	様式 9 の追記
		第 3 条	様式 9 の追記
	付則 3	第 3 条	様式 9 の追記
		第 14 条 様式一覧	受検料金項目の追加 SPEC-023 1.1 版追記 様式 9 の追記
2012 年 12 月 20 日	1 頁	第 3 条	用語の定義「認定見本品」の削除
	4 頁	第 9 条	認定見本規定変更に伴う条文改訂
2013 年 12 月 10 日	付則 1	表	SPEC-003 3.0 版→ 3.1 版 SPEC-017 2.0 版、2.1 版追記 SPEC-020 1.2 版→1.3 版
	付則 3	様式一覧	SPEC-020 2.0 版追記 SPEC-023 1.1 版→1.2.1.版
2016 年 7 月 26 日	付則 1	表	SPEC-017 3.0 版 追加 SPEC-018 2.0 版 追加 SPEC-019 2.0 版 追加 SPEC-020 3.0 版 追加
	付則 3	様式一覧	
	4 頁	第 13 条	付則 3 第 15 条と合体し重複部分を削除
	5 頁	第 16 条	免責事項に認定後の機器変更を対象外とする
	付則 2	第 3 条	書類認定にて試験環境情報の提出を追加
	付則 3	第 9 条	認定試験で不合格事項が検出された場合の対応を明確化
		第 14 条	※5 書類認定での実機試験実施の条件と受験料を追加
		第 15 条 第 16 条	4 頁 第 13 条との重複により削除 4 頁 第 10 条との重複により削除

ラボ認定審査細則の経緯

一般社団法人 日本ケーブルラボは、社団法人日本ケーブルテレビ連盟日本ケーブルラボが行ってきた日本ケーブルラボ運用仕様に基づくラボ認定審査を基本的に継承することとした。

以下に、社団法人日本ケーブルテレビ連盟日本ケーブルラボが規定してきた運用仕様認定テストの経緯を掲載する。

社団法人日本ケーブルテレビ連盟日本ケーブルラボは、ケーブルテレビ事業者、ケーブルテレビ機器製造者、工事業者、電気通信事業者、放送事業者およびその他の利用者の参加を得て、ケーブルテレビ事業者の要求に基づいて、各種のケーブルテレビシステム機器（送信設備、伝送路設備、受信設備）およびその運用に係る仕様・技術条件等を日本ケーブルラボ仕様として策定してきた。

日本ケーブルラボ仕様は、有線テレビジョン放送法およびその関連法規、社団法人日本 CATV 技術協会（JCTEA）および社団法人電波産業会（ARIB）より発行されている「標準規格」または「技術資料」等を基礎とし、ケーブルテレビ施設の適正品質、互換性、相互運用性の確保等、利用者の利便を図る目的から策定される民間の仕様で、2000 年 12 月 1 日に開始された BS デジタル放送への対応を始めに、リマックス運用仕様、地上デジタル対応、双方向運用仕様等各種の仕様を定めてきた。その仕様の策定にあたっては、

1. ヘッドエンド装置および STB の相互接続性の確保
2. ケーブルテレビ事業者の要求する機能の実現
3. ヘッドエンド装置および STB 等の製品の速やかな市場供給
4. 将来の拡張性を妨げない最低限の機能およびインタフェースの標準化

を考慮し定めてきた。

当初、上記 1 項の相互接続性の確保にあたっては、各運用仕様書にて設計製造された製品の「相互接続性確認試験」を実施してきたが、諸般の事情により常設の試験機材が無いため、各試験項目に応じた機材をその都度日本ケーブルラボが借用して試験を実施してきた。

これにより、試験の環境条件等が限られた内容であった事などにより、マルチベンダー化が進むにつれて、その試験に対する機器供給側とケーブル事業者との認識の違い（接続性、製品の保証や受検資格）が顕在化してきた。

これらの問題を解決し、さらにケーブルテレビ事業の将来を見据え、あるべき「相互接続性確認試験」の姿に向けて、「ラボ認定試験ベッド」の構築を行った。あわせて、受検資格、申請方法、試験方法、判定方法等を明確にした「運用仕様認定審査細則」を定めた。

JLabs 仕様認定審査細則 付則 1

JLabs 仕様認定審査細則第 3 条第 3 号に定める仕様書は、次のとおりとする。

No	仕様書番号	名 称
1	JLabs SPEC-001 1.0 版	BSデジタル放送トランスモジュレーション運用仕様
2	JLabs SPEC-001-01 1.0 版	BSデジタル放送トランスモジュレーション運用仕様 (視聴制御機能)
3	JLabs SPEC-001-02 1.0 版	BSデジタル放送トランスモジュレーション運用仕様 (ダウンロード機能運用仕様)
4	JLabs SPEC-002 1.0 版	東経110度CSデジタル放送トランスモジュレーション運用仕様
5	JLabs SPEC-003 2.1 版	デジタル放送リマックス運用仕様(自主放送)
6	JLabs SPEC-003 2.2 版	デジタル放送リマックス運用仕様(自主放送) *チャンネルマスキング
7	JLabs SPEC-003 3.1 版	デジタル放送リマックス運用仕様(自主放送) *データ放送・CA 代替サービス・NVRAM 利用
8	JLabs SPEC-004 2.1 版	デジタル放送リマックス運用仕様(i-HITS)
9	JLabs SPEC-005 2.3 版	JC-HITS トランスモジュレーション運用仕様
10	JLabs SPEC-006 2.0 版	地上デジタルテレビジョン放送パススルー運用仕様
11	JLabs SPEC-007 2.0 版	地上デジタルテレビジョン放送トランスモジュレーション運用仕様
12	JLabs SPEC-010 1.0 版	デジタル放送双方向 TV システム運用仕様
13	JLabs SPEC-011-01 1.0 版	デジタルケーブルテレビ双方向運用仕様 (保守運用・PPV・WEB)
14	JLabs SPEC-012 1.0 版	c.LINK モデムシステム運用仕様
15	JLabs SPEC-014 1.0 版	V-ONU 遠隔制御装置運用仕様
16	JLabs SPEC-016 1.0 版	簡易 STB 実装仕様
17	JLabs SPEC-017 1.0 版	デジタル放送高度リマックス運用仕様(自主放送)
18	JLabs SPEC-017 2.0 版	デジタル放送高度リマックス運用仕様(自主放送) *データ放送・CA 代替サービス・NVRAM 利用
19	JLabs SPEC-017 2.1 版	デジタル放送高度リマックス運用仕様(自主放送) *マルチビュー機能
20	JLabs SPEC-017 3.0 版	デジタル放送高度リマックス運用仕様(自主放送) *H.265
21	JLabs SPEC-018 1.0 版	デジタル放送高度リマックス運用仕様(i-HITS)
22	JLabs SPEC-018 2.0 版	デジタル放送高度リマックス運用仕様(i-HITS) *H.265
23	JLabs SPEC-019 1.0 版	JC-HITS 高度トランスモジュレーション運用仕様
24	JLabs SPEC-019 2.0 版	JC-HITS 高度トランスモジュレーション運用仕様 *H.265
25	JLabs SPEC-020 1.3 版	ケーブル DLNA 運用仕様
26	JLabs SPEC-020 2.0 版	ケーブル DLNA 運用仕様 *RUI 機能

27	JLabs SPEC-020 3.0 版	ケーブル DLNA 運用仕様 ＊リモート視聴
28	JLabs SPEC-021 1.0 版	R・ONU 遠隔制御装置運用仕様
29	JLabs SPEC-023 1.2.1 版	次世代 STB 技術仕様書

注) 仕様書の副版は[JCL SPEC-0xx A.BC 版]の形式で表される。認定審査の対象とする副版は [A.B 版] とする。

注) JLabs 仕様認定審査細則[参考]ラボ認定審査細則の経緯に倣い、従前の文書などで「JCL」とあるものは「JLabs」として読み替えるものとする。

JLabs 仕様認定審査細則 付則 2

JLabs 仕様認定審査細則第 5 条に定める認定の申し込み時の申請様式と認定書様式は、次のとおりとする。

第 1 条（様式の種類）

様式の種類は、下表のとおりとする。

様式 No.	名 称
様式 1	JLabs 仕様認定審査申請書
様式 2	変更内容証明書
様式 3	OEM 証明書
様式 4	STB 共通確認項目報告書
様式 5	独自試験報告書
様式 6	認定書
様式 7	申請種類変更依頼書
様式 8	JLabs SPEC-016 オプション申請書
様式 9	JLabs SPEC-023 仕様確認申告書
様式 10	臨時認定審査申請願書 ※原則使用しない

第 2 条（様式）

各様式は、様式一覧に定める。

第 3 条（申請区分と申請書類）

各申請に要する書類を下表に定める。

	申請区分						
	新規 認定	再 認定	書類 認定	OEM 認定	事前 確認	設備 使用	相互 接続
様式 1 認定審査申請書	○	○	○	○	○	○	○
様式 2 変更内容証明書	—	○	○	○	—	—	○
様式 3 OEM 証明書	—	—	—	○	—	—	—
様式 4 STB 共通確認項目報告書	□ 1	□ 1	□ 1	□ 1	□ 1	—	□ 1
様式 5 独自試験結果報告書	○	○	○	○	○	—	○
様式 8 JLabs SPEC-016 オプション申請書	□ 2	□ 2	□ 2	□ 2	□ 2	—	□ 2
様式 9 JLabs SPEC-023 仕様確認申告書	□ 3	□ 3	□ 3	□ 3	□ 3	—	—
製品仕様書	○	○	○	○	○	—	○
取扱説明書	○	○	○	○	○	—	○

カタログ	○	○	○	○	○	—	○
試験環境情報	—	—	☐ 4	—	—	—	—
設備使用目的（任意書式）	—	—	—	—	—	○	—

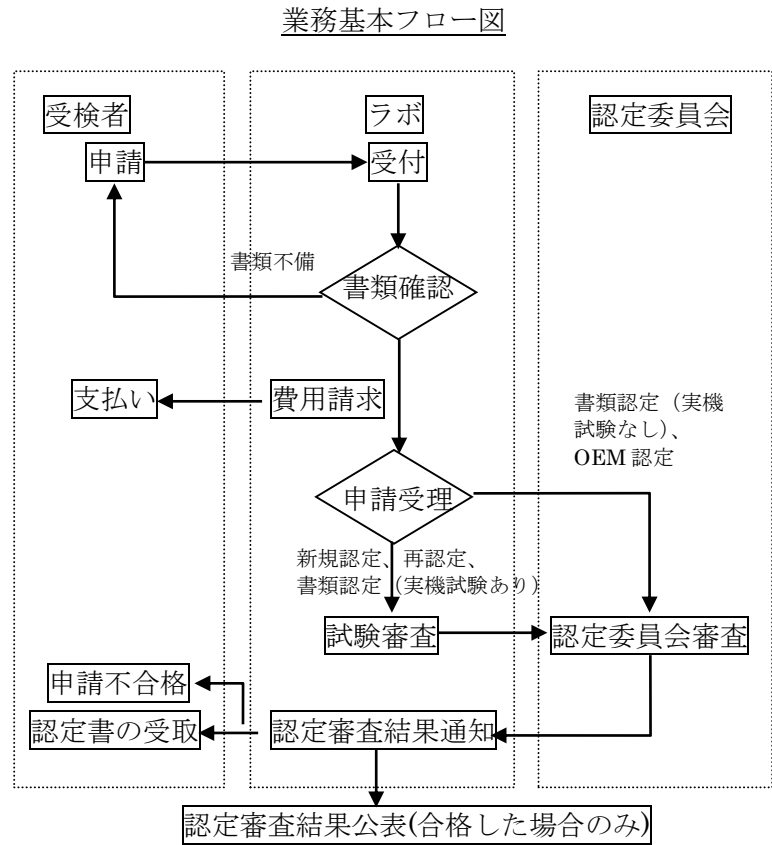
- ☐ 1：申請機器がSTBの場合必要（簡易STBを含む）
☐ 2：申請機器が簡易STBの場合必要
☐ 3：申請機器が次世代STBの場合必要
☐ 4：SPEC-020の場合必要（認定済み機器との相互接続試験が実施済みか記載した図、等）

JLabs 仕様認定審査細則 付則 3

JLabs 仕様認定審査細則第 6 条に定める審査の実施要領は、次の通りとする。

第 1 条（業務基本フロー）

認定審査の運用に関する
業務基本フローは、
右図のとおりとする。



第 2 条（受検資格）

提出書類を過不足なく提出できる受検者であること。

第 3 条（提出書類）

提出する書類は、細則第 5 条に定める申請の種類および申請する機器により、必要な様式を提出する。

2 様式の概要は、下表のとおりである。

様式 No.	概 要
様式 1	受検者、申請種類、受検機器、製品名、対象となるラボ仕様書名等を記載し、全ての申請に使用する。
様式 2	再認定申請および書類認定申請の場合、認定製品からの変更内容の詳細を記載して、様式 1 に添付する。
様式 3	認定済み機器を OEM 供給される場合、様式 1 に添付する。本書類は OEM 供給元の確認を得る必要がある。
様式 4	受検品が日本 CATV 技術協会およびラボ運用仕様書に合致していると受検者が事前に確認済であることを報告する書式であり、設備使用申請以外の申請時に添付する。

様式 5	受検品が所定の機能・性能を満たしていると受検者が事前に確認済であることを報告する書式であり、設備使用申請以外の申請時に添付する。
様式 7	受検開始後に事前確認申請に変更する場合に使用する。
様式 8	JLabs SPEC-016 のオプション機能を申請する場合に使用する。
様式 9	JLabs SPEC-023 を申請する場合に使用する。

第 4 条（独自試験の実施）

受検者は、独自試験を実施して、独自試験報告書に記載しなければならない。

第 5 条（申請の手続き）

受検者は、ラボより支給された申請関係書類に必要事項を記載して申請しなければならない。

第 6 条（書類確認）

ラボ事務局は、申請の受付後、速やかに書類の記載内容を確認する。

2 申請書が申請要件を満たしていない場合は、申請者に対して、その旨を通知する。

第 7 条（書類審査）

認定委員会は、ラボ事務局が申請受理した申請書類の書類審査を行う。

第 8 条（申請の受理と受検料の支払い）

- (1) ラボは、書類確認後、申請種類に応じた受検料と支払い期限を明示した請求書を申請者に発行する。
- (2) 申請者は、当該支払い期限までに受検料を支払う。
- (3) 納付された受検料は、原則として返却しない。

第 9 条（認定試験の実施）

- (1) 受検者は、当該認定試験の実施中、立ち会いをし、試験責任者の質問に対応するものとする。
- (2) 試験実施中に不合格となる問題が検出された場合は、試験責任者は受検者にその内容を正確に伝えなければならない。受検者は、事前確認申請に切り替えることができる。

第 10 条（合否判定）

合否判定は、出席者している認定委員全員の賛成をもって合格とする。但し認定委員が受検者に籍を置く場合は、その受検品の合否判定権はないものとする。

第 11 条（認定審査結果の通知）

- (1) ラボ事務局は、認定試験実施後、遅滞なく認定委員会を開催しなければならない。
- (2) ラボ事務局は、認定委員会の結果を速やかに申請者に通知しなければならない。
- (3) 認定委員会は、認定試験結果が著しく悪く、事前確認報告書に疑義がある場合、申請者に対して改善を要求することができる。この場合、当該申請者は再度申請する時は、改善報

告書を申請書に添付しなければならない。

第 12 条（認定試験手順等）

- (1) 認定試験項目は、ラボのホームページに掲載する。
- (2) 認定試験手順等は、適宜改正される。
- (3) 認定試験項目の改正は、ラボのホームページに掲載する。

第 13 条（認定審査計画）

- (1) 認定審査には、定期審査と臨時審査があるが原則、臨時審査は行わない。
- (2) 臨時審査は、年間計画の定期審査に係わる判定会議日以外で、認定を必要とする止むを得ない事由が生じた事業者等が、その事由等を記載した文書を認定委員長宛てに提出し、認定委員会で認められた場合、これを実施する。
- (3) 認定審査の日程等は、原則として、下表のとおりとする。

	定期審査	臨時審査
申請種類	新規認定申請、再認定申請、（事前確認申請への切り替え時） 書類認定申請、OEM 認定申請、事前確認申請、設備使用申請 相互接続認定申請	
日程	年間計画による年 4 回とする	適宜
受付開始	認定審査実施の 2 ヶ月前から	適宜
受付締切	年間計画による	判定希望日（試験を伴う場合は試験希望日）の 30 日前までに「臨時認定審査申請願書」（様式 10）を提出すること
計画日確定	12 ヶ月以上の期間の年間計画を年 2 回以上公表する	特になし

第 14 条（受検料）

受検料は、1 機種あたり、下表のとおりでラボ非会員は 1.5 を掛けた料金とする。（外税金額）
尚、下表に該当しないケースについては別途協議とする。

(1) 受検料 1（SPEC-023 除く）

申請種類	単独受検の場合	複数機種同時の場合 （2 台目以降）	特記事項
新規認定申請 ※1	200 万円	140 万円	SPEC-012/014/020/021 に適用する
	60 万円	42 万円	
再認定申請 ※1	140 万円	98 万円	
書類認定申請 ※2※5	2 万円	—	
OEM 認定申請 ※2	2 万円	—	
事前確認申請	200 万円	140 万円	

	60 万円	42 万円	SPEC-012/014/020/021 に適用する
設備使用申請 ※3	60 万円	—	
相互接続認定申請	140 万円	98 万円	

(2)受検料 2 (SPEC-023 の場合)

申請種類	単独・複数受検共通	特記事項
新規認定申請 ※1	500 万円	ハイブリッド Box Gold
	420 万円	ハイブリッド Box Silver
	340 万円	ハイブリッド Box Bronze
再認定申請 ※4	80 (160) 万円	
書類認定申請 ※2	2 万円	
OEM 認定申請 ※2	2 万円	
事前確認申請	200 万円	

※1：新規認定申請（複数申請含む）または再認定申請（複数申請含む）による試験中に、事前確認申請に切り替えた場合、受検料は当初の申請受検で運用する。

※2：書類認定申請または OEM 認定申請で書類審査が不合格となった場合、受検料は返却しない。またその後、改めて認定申請をする場合は、当該認定申請の受検料は控除しない。

※3：設備使用申請は、受検台数および機種の関係なく、1 日当りの費用を示す。

（1 日は午前 10 時～午後 6 時まで、延長は 2 万円/15 分とする。最長午後 8 時までとする。）

※4：ハイブリッド Box Bronze が Silver を、Silver が Gold の再認定申請する場合に限る。Bronze が Gold の再認定申請する場合は 160 万円。

※5：SPEC-020 において、受検者にて事前に複数社の認定済み機器との相互接続試験が行われたことが書面で示された場合を除き、原則として、書類申請対象の機器の中の代表 1 機種について相互接続性を確認するための実機試験を行う。実機試験を行う場合の当該機器の審査料金は 10 万円とする。

様式一覧

様式	名称
様式 1	日本ケーブルラボ運用仕様認定審査申請書
様式 2	変更内容証明書
様式 3	OEM証明書
様式 4	STB 共通確認項目報告書
様式 5-001-HE	SPEC-001 HE 独自試験報告書
様式 5-002-HE	SPEC-002 HE 独自試験報告書
様式 5-003 第二編-HE	SPEC-003 2.1 版第一編 HE 独自試験報告書
様式 5-003 第二編-HE	SPEC-003 2.2 版第一編 HE 独自試験報告書
様式 5-003 第三編-HE	SPEC-003 3.0 版第一編 HE 独自試験報告書
様式 5-004 第二編-HE	SPEC-004 2.1 版第二編 HE 独自試験報告書
様式 5-005 第二編-HE	SPEC-005 2.3 版第二編 HE 独自試験報告書
様式 5-006 第 2 部-HE	SPEC-006 2.0 版第 2 部多重化装置独自試験報告書
様式 5-007 第 1 部-HE	SPEC-007 2.0 版第 1 部多重化装置独自試験報告書
様式 5-007 第 2 部-HE	SPEC-007 2.0 版第 2 部多重化装置独自試験報告書
様式 5-017-HE	SPEC-017 1.0 版 HE 独自試験報告書
様式 5-018-HE	SPEC-018 1.0 版 HE 独自試験報告書
様式 5-019-HE	SPEC-019 1.0 版 HE 独自試験報告書
様式 5-001-STB	SPEC-001 STB 独自試験報告書
様式 5-002-STB	SPEC-002 STB 独自試験報告書
様式 5-003 第一編-STB	SPEC-003 2.1 版第一編 STB 独自試験報告書
様式 5-003 第二編-STB	SPEC-003 2.1 版第二編 STB 独自試験報告書
様式 5-003 第二編-STB	SPEC-003 2.2 版第二編 STB 独自試験報告書
様式 5-003 第三編-STB	SPEC-003 3.1 版第三編 STB 独自試験報告書
様式 5-004 第二編-STB	SPEC-004 2.1 版第二編 STB 独自試験報告書
様式 5-005 第二編-STB	SPEC-005 2.3 版第二編 STB 独自試験報告書
様式 5-007 第 1 部-STB	SPEC-007 2.0 版第 1 部 STB 独自試験報告書
様式 5-011-STB	SPEC-011-01 STB 独自試験報告書
様式 5-014-VONU	SPEC-014 V-ONU 独自試験報告書
様式 5-014-遠隔制御運用装置	SPEC-014 遠隔制御運用装置独自試験報告書
様式 5-016-STB	SPEC-016 STB 独自試験報告書
様式 5-017-STB1	SPEC-017 1.0 版 STB 独自試験報告書
様式 5-017-STB1	SPEC-017 2.0 版 STB 独自試験報告書
様式 5-017-STB1	SPEC-017 2.1 版 STB 独自試験報告書
様式 5-017-STB1	SPEC-017 3.0 版 STB 独自試験報告書
様式 5-018-STB1	SPEC-018 1.0 版 STB 独自試験報告書
様式 5-018-STB1	SPEC-018 2.0 版 STB 独自試験報告書
様式 5-019-STB1	SPEC-019 1.0 版 STB 独自試験報告書
様式 5-019-STB1	SPEC-019 2.0 版 STB 独自試験報告書
様式 5-020-DLNA-DMS1	SPEC-020 1.3 版 独自試験報告書
様式 5-020-DLNA-DMS2	SPEC-020 1.3 版 独自試験報告書
様式 5-020-DLNA-DMS3	SPEC-020 1.3 版 独自試験報告書
様式 5-020-DLNA-DMS4-1	SPEC-020 1.3 版 独自試験報告書
様式 5-020-DLNA-DMS4-2	SPEC-020 1.3 版 独自試験報告書
様式 5-020-DLNA-DMS5	SPEC-020 1.3 版 独自試験報告書
様式 5-020-DLNA-DMS7	SPEC-020 3.0 版 独自試験報告書
様式 5-020-DLNA-DMP1	SPEC-020 1.3 版 独自試験報告書
様式 5-020-DLNA-DMP2	SPEC-020 1.3 版 独自試験報告書
様式 5-020-DLNA-DMP3	SPEC-020 1.3 版 独自試験報告書

様式 5-020-DLNA-M-DMS	SPEC-020 1.3 版 独自試験報告書
様式 5-020-DLNA-M-DMP	SPEC-020 1.3 版 独自試験報告書
様式 5-020-DLNA-M-DMS	SPEC-020 2.0 版 独自試験報告書
様式 5-020-DLNA-M-DMP	SPEC-020 2.0 版 独自試験報告書
様式 5-021-RONU	SPEC-021 R-ONU 独自試験報告書
様式 5-021-遠隔制御運用装置	SPEC-021 遠隔制御運用装置独自試験報告書
様式 5-023-Gold	SPEC-023 1.2.1 版 次世代 STB 技術仕様書
様式 5-023-DAE Silver	SPEC-023 1.2.1 版 次世代 STB 技術仕様書
様式 5-023-Android Silver	SPEC-023 1.2.1 版 次世代 STB 技術仕様書
様式 5-023-Bronze	SPEC-023 1.2.1 版 次世代 STB 技術仕様書
様式 6	合格通知(雛形)
様式 7	申請種類変更依頼書
様式 8	SPEC-016 1.0 オプション申請書
様式 9	SPEC-023 仕様確認申告書
様式 10	臨時認定審査申請願書

(以下、余 白)